

※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

【第11期】協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式】 ※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

中小企業ですか？	
はい	※中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。
いいえ	裏面の売上高減少額方式へお進みください

申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください

時短協力日数※	日	※時短協力日数=まん延防止等重点措置に応じた日数+第11期要請内容に応じた日数
①		

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。
※月々の売上高が不明な場合は右側の売上高方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

A 月単位方式
(前年又は前々年の8月の飲食業売上高+9月の飲食業売上高)÷8月及び9月の日数(61日)=1日当たりの飲食業売上高

前年又は前々年8月の飲食業売上高	円	+	前年又は前々年8~9月の飲食業売上高計	円	÷	61日	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高	円
								②	

(1円未満切り上げ)

B 時短要請期間方式
(前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高)÷時短協力日数=1日当たりの飲食業売上高

前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高	円	÷	① 時短協力日数	日	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高	円
						②	

(1円未満切り上げ)
(新型コロナ特例での記入方法) (開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください
開店日が令和元年8月20日より後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。(上記の飲食業売上高の欄に記入)
開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数の欄に記入 ※特例利用 開店日:令和元年9月1日の場合、日数は213日として入力

C 新規開店特例方式
(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)
(開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高)÷(開店日から時短協力開始日の前日までの日数)=1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高	円	÷	開店日から時短協力開始日の前日までの日数	日	=	1日当たりの飲食業売上高	円
						②	

※開店日が令和3年1月16日より前の場合は、開店日から令和3年1月15日までの飲食業売上高も選択可能です。(1円未満切り上げ)

【売上高方式(年間売上高による申請)】 ※前年又は前々年の月別の売上が不明な場合に申請可能

中小企業ですか？	
はい	※中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。
いいえ	裏面の売上高減少額方式へお進みください

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

前年または前々年の年間の飲食業売上高	円	÷	365日 366日	いずれかに○をつけてください(※)	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高	円
						②	

※令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。(1円未満切り上げ)

100,000円を超えますか？

はい

前年又は前々年から飲食部門における1日あたりの売上高減少額が25万円を超えている場合は裏面の方式も選択可能です。

いいえ

支給額は1日当たり40,000円です。以下を記入して支給額を確定してください。

40,000円 ×	① 時短協力日数	日	=	当該店舗の給付額	円

上記内容で申請します

上記で計算した②の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高	円	×	0.4	=	1日当たりの給付単価	円
②						

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価	000円	×	① 時短協力日数	日	=	当該店舗の給付額	000円

※上限:100,000円

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より64万円を引いた差額が給付金となります。(先渡給付額を引かずに入力してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します

100,000円を超えますか？

はい

前年又は前々年から飲食部門における1日あたりの売上高減少額が25万円を超えている場合は裏面の方式も選択可能です。

いいえ

支給額は1日当たり40,000円です。以下を記入して支給額を確定してください。

40,000円 ×	① 時短協力日数	日	=	当該店舗の給付額	円

上記内容で申請します

上記で計算した②の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高	円	×	0.4	=	1日当たりの給付単価	円
②						

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価	000円	×	① 時短協力日数	日	=	当該店舗の給付額	000円

※上限:100,000円

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より64万円を引いた差額が給付金となります。(先渡給付額を引かずに入力してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します

※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

【第11期】協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高減少額方式】※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください

時短協力日数※	※時短協力日数=まん延防止等重点措置に応じた日数+第11期要請内容に応じた日数
① 日	

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高と令和3年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。
 計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。
 ※月々の売上高が不明な場合は右側の売上高減少額方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

A 月単位方式

前年又は前々年

前年又は前々年8月の飲食業売上高	円	+	=	前年又は前々年の8~9月の飲食業売上高計	÷ 61日 =	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高	円
前年又は前々年9月の飲食業売上高	円						

(1円未満切り上げ)

令和3年

令和3年8月の飲食業売上高	円	+	=	令和3年の8~9月の飲食業売上高計	÷ 61日 =	令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
令和3年9月の飲食業売上高	円						

(1円未満切り上げ)

B 時短要請期間方式

前年又は前々年

前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高	円	÷	① 時短協力日数 日	=	② 前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 円
---------------------------	---	---	------------	---	-------------------------

(1円未満切り上げ)

↑ 同じ日数を記入 ↓

令和3年

令和3年の時短協力期間の飲食業売上高	円	÷	① 時短協力日数 日	=	③ 令和3年の1日当たり飲食業売上高 円
--------------------	---	---	------------	---	----------------------

(1円未満切り上げ)

〈新型コロナ特例での記入方法〉(開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください
 開店日が令和元年8月20日より後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。
 (上記の前年又は前々年の飲食業売上高の欄に記入)
 開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数(上の欄)に記入 ※特例利用 開店日:令和元年9月1日の場合、日数は213日として入力
 令和3年に関しては時短協力期間の飲食業売上高・時短協力日数(下の欄)をそれぞれ記入してください。

C 新規開店特例方式

(※時短要請書を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)
 (開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高)÷(開店日から時短協力開始日の前日までの日数)=1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高	円	÷	開店日から時短協力開始日の前日までの日数 日	=	② 1日当たりの飲食業売上高 円
--------------------------	---	---	------------------------	---	------------------

(1円未満切り上げ)

※開店日が令和3年1月16日より前の場合は、開店日から令和3年1月15日までの飲食業売上高も選択可能です。

令和3年

令和3年の時短協力期間の飲食業売上高	円	÷	① 時短協力日数 日	=	③ 令和3年の1日当たり飲食業売上高 円
--------------------	---	---	------------	---	----------------------

(1円未満切り上げ)

上記で計算した②③の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高	円	-	令和3年の1日当たり飲食業売上高	円	×0.4=	1日当たりの給付単価 円
---------------------	---	---	------------------	---	-------	--------------

↓ 千円未満切り上げ ↓

1日当たりの給付単価※	000円	×	① 時短協力日数 日	=	当該店舗の給付額 000円
-------------	------	---	------------	---	---------------

※上限:200,000円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します

【売上高減少額方式(年間売上高による申請)】 ※前年又は前々年の月別の売上が不明な場合に申請可能

申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください

時短協力日数※	※時短協力日数=まん延防止等重点措置に応じた日数+第11期要請内容に応じた日数
① 日	

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

前年または前々年の年間の飲食業売上高	円	÷	② 365日 366日	=	② 前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 円
--------------------	---	---	-------------	---	-------------------------

いずれかに○をつけてください(※)

(1円未満切り上げ)

※令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。

令和3年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・Bいずれかを選択可能です。

A 月単位方式

令和3年8月の飲食業売上高	円	+	=	令和3年の8~9月の飲食業売上高計	÷ 61日 =	令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
令和3年9月の飲食業売上高	円						

(1円未満切り上げ)

B 時短要請期間方式

令和3年の時短協力期間の飲食業売上高	円	÷	① 時短協力日数 日	=	③ 令和3年の1日当たり飲食業売上高 円
--------------------	---	---	------------	---	----------------------

(1円未満切り上げ)

上記で計算した②③の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高	円	-	令和3年の1日当たり飲食業売上高	円	×0.4=	1日当たりの給付単価 円
---------------------	---	---	------------------	---	-------	--------------

↓ 千円未満切り上げ ↓

1日当たりの給付単価※	000円	×	① 時短協力日数 日	=	当該店舗の給付額 000円
-------------	------	---	------------	---	---------------

※上限:200,000円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します